

平成26年度の改善評価事項に対する対応について

平成28年9月28日

金沢大学では、動物実験委員会において平成26年度の本学における動物実験等の実施状況などについて「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第七十一号。以下「基本指針」という）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果浮かび上がった主な課題とその改善の方針に対して、以下のとおり対応いたしました。改善の必要のあった項目のみ掲載させていただいております。

【I. 規程及び体制等の整備状況】

1. 学内規程

基本指針に概ね適合しているが、一部に改善すべき点がある。

概ね基本指針に適合した学内規程が策定されているが、飼養保管施設外実験室について、同一名称の動物実験室が複数の場所に登録されたり、同一場所に複数の動物実験室の割り当てが記録されているため、設置場所の記載が類似しないよう、飼養保管施設設置に係る様式を改善する。

【点検評価を受けてとった対応】

・（様式8）飼養保管施設設置（申請・届出）書、（様式10）飼養保管施設外実験室設置申請書の「設置場所」記載欄へ、記載漏れを防止するため、室名記載例を追記し、様式を研究推進部 Web サイトへ掲載した。

3. 動物実験の実施体制

動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。

基本指針に適合した動物実験計画書の立案・審査・承認・結果報告の実施体制は整っているが、継続手続きの完了に時間を要しており、計画申請手続きの構造的な改革が望まれる。書類の授受に無駄な時間を要していることもあり、Web サイト上で計画書を添付し申請するなど、ペーパーレス化の検討が急務である。その際、第2期外部検証プログラムに対応した様式変更も併せて検討する必要がある。

【点検評価を受けてとった対応】

・平成28年1月27日付け動物実験委員会委員長通知「動物実験申請方式変更に伴う各種様式及び『動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領』の一部改正について」により、様式添付の上申請するフォーム変更・外部検証プログラムへ対応した様式変更および「動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領」改正を含む動物実験申請方式の変更を行い、手続きの迅速化を図った。

5. 実験動物の飼養保管の体制

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

基本指針に適合した実施体制が定められているが、同一名称の飼養保管施設外実験室が複数の場所に登録されたり、同一場所に複数の実験室の割り当てが記録されている。また、動物実験の実施において、飼養保管施設外実験室に直接搬入して実験が実施される事例があった。については、飼養保管施設外実験室における年度初めの実験室責任者の退職・新規採用に係る変更、設置場所に係る部屋番号の確認および飼養保管施設への動物搬入の徹底を含め、更に持続的な管理状況確認に努めること。

【点検評価を受けてとった対応】

・平成27年10月15日付け研究推進部研究推進課総務係依頼「飼養保管施設外実験室の設置場所確認について」により、実験室の設置場所に係る部屋番号及び変更事項（廃止、異動・退職・新規採用者による実験室責任者の交代）の確認を行い、設置場所を詳細に表記することで混同を改善し、管理状況を適正にした。

・平成28年2月5日付け動物実験委員会委員長依頼「飼養保管施設への実験動物納入の徹底について」及び研究推進部研究推進課総務係依頼「飼養保管施設への実験動物納入の徹底について」により、実験動物（脊椎動物）が計画申請時に登録した飼養保管施設へ確実に納入されたかを確認するため、予算執行支援システムで購入依頼をする際、「連絡事項」欄に納入先の飼養保管施設名を記載（一旦研究室等を経由し飼養保管施設へ運ぶ場合も同様）するよう依頼し、各事務部調達係が施設名を確認することにより購入可能とし、実験室への直接搬入を防止した。

【II. 実施状況】

2. 動物実験の実施状況

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

提出期限超過に対する理事（研究担当）から部局長への督促や実験責任者の申請資格停止等、体制強化は図られているが、提出遅滞者は未だ無くならない状況である。Webサイト上から計画書を添付して申請を行う等、手続きの構造的改革を早急に検討することにより、提出遅滞の改善を図る。

【点検評価を受けてとった対応】

・平成28年1月27日付け動物実験委員会委員長通知「動物実験申請方式変更に伴う各種様式及び『動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領』の一部改正について」により、申請フォーム、様式および「動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領」の改正を含む動物実験申請方式の変更を行い、手続きの迅速化が図られ、提出遅滞が大幅に改善された。

6. 教育訓練の実施状況

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

文科省基本指針施行後の講習を受講していない一部の実験実施者が、継続手続き遅延の原因となっている。平成26年11月の講習から、前半部分を基本指針施行後未受講者向け講習内容として実施し、該当者数は減少しているが、全員の受講には至っていない。そのため、平成28年7月末まで

を猶予期間とした上で基本指針説明の受講を義務化し、未受講者には動物実験申請資格停止等の措置を行う。

【点検評価を受けてとった対応】

・平成27年10月27日付け動物実験委員会委員長通知「動物実験基礎講習（1部）受講対象者に係る再受講義務化について」により、動物実験基礎講習（1部）未受講者（平成19年3月以前の受講歴のある者）に係る再受講期間を、平成28年7月末までとし、その時点においても未受講である者には動物実験申請資格停止の措置を行った。